

## 決算公告のルールと実施状況

3月決算の株式会社は、定時株主総会も終わり決算公告の準備に取り掛かられている頃ではないでしょうか。株式会社は定時株主総会終了後遅滞なく、決算公告をする義務があります（会社法第440条第1項）。決算公告は、株式会社の株主及び債権者等の利害関係人に対して会社の財務状況を提供するために義務付けられており、怠った場合には罰則の規定もあります。今回の PLUS Report では、決算公告のルールと決算公告に関する疑問にお答えし、今後の組織運営の参考としていただくため、実施状況について解説いたします。

### 会社の公告の方法

決算公告は、自社の定款で定めた公告方法（定めていない場合には官報）で行う必要があります。

公告方法の選択肢は、以下のとおりです。

- ①官報に掲載する方法
- ②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③電子公告

決算公告は会社の定款所定の①～③の公告方法に従い行うこととなりますが、会社の公告方法として①又は②としている会社は、決算公告のみをインターネット上のホームページに掲載することも可能です（会社法第440条3項）。この場合には、貸借対照表等が掲載されるウェブページのURLを登記する必要があります（会社法第911条第3項第26号）。

### 決算公告の公告内容

公告方法\会社の規模	大会社（※1）	大会社以外の会社
官報 日刊新聞紙 (会社法第440条第2項)	貸借対照表及び損益計算書の <b>要旨</b>	貸借対照表の <b>要旨</b>
電子公告 (会社法第440条第1項)	貸借対照表及び損益計算書	貸借対照表
決算公告のみをインターネット上のホームページに掲載(会社法第440条3項)	貸借対照表及び損益計算書	貸借対照表

有価証券報告書を提出しなければならない株式会社には、決算公告の義務はありません。

※1 大会社の定義（会社法第2条第6号）

- ・最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円以上であること。
- ・最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

## 罰則

決算公告を怠った場合には「100万円以下の過料」の対象となります（会社法第976条2号）。ただし、現段階では決算公告を怠ったことによる罰則が事実上運用されていないという実情があるようです。

## 実施状況

決算公告の実施状況について官公署がまとめたデータは見当たりませんが、株式会社東京商工リサーチが、2022年3月に実施した調査結果（※2）によると、公告方法を官報としている会社は会社全体の約8割あり、その中で実際に決算公告を行った会社はわずか1.5%しかないそうです。決算公告を行った1.5%の会社の内訳を資本金別・売上高別にみると、資本金の額が多い会社、売上高が高い会社が実施している傾向が高くなります。

## まとめ

決算公告は、法令上の義務ではあるものの、実際の実施状況は前述のとおり低い割合にとどまっています。これには「公告費用の高さへの懸念」、「罰則が適用された例を聞いたことがない」等の理由が挙げられると考えられます。しかし、決算公告の実施割合が低いからこそ適時・適切な決算公告は、債権者や取引先への「コンプライアンス（法令遵守）の重視の姿勢」を示すことになり信頼を得る一つの材料になる可能性があります。特に、大企業・その系列企業やベンチャー企業などでは、現に決算公告を実施される傾向がありますのでこれまで決算公告を実施されていない場合には、今後の実施を検討されてはいかがでしょうか。

プラス事務所では決算公告に関して、公告方法毎のメリット・デメリットを踏まえたご相談から実際の掲載手続きまで、幅広いご相談を承っております。検討されている会社のご担当者はプラス事務所へお気軽にご相談ください。

（文責：司法書士 竹井研祐）

参考：※2 「株式会社東京商工リサーチ 2022年3月9日『[官報] 決算公告の実施会社「わずか1.5%」』  
[https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220309\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220309_01.html)」

---

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めていただく必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様には有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

（PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com）

(お問合せ先) プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0061

東京都中央区銀座8丁目8番5号 陽米銀座ビル6F

TEL: 03-6264-5556 / FAX: 03-6264-5589

佐世保オフィス 〒857-0042

長崎県佐世保市高砂町4番18号 アボード高砂3F

TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

長崎オフィス 〒850-0033

長崎県長崎市万才町10番13号 万才町坂ビル2F

TEL: 095-829-0041 / FAX: 095-829-0042

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神一丁目14-4 天神平和ビル2階

TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F

TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302

# 決算公告に関するご相談については、 プラス事務所にお気軽にご相談ください。

経験豊富なスタッフが、公告方法のご検討から実際の掲載手配まで、明快かつ確実にサポートします。  
ご相談やご質問など、お気軽にお問い合わせ下さい。WEB会議も対応可能です。

▼▼お問合せはこちらへ▼▼

プラス事務所 福岡オフィス 法人法務部門：[corporate@plus-office.com](mailto:corporate@plus-office.com)

福岡オフィス TEL 092-406-2033 FAX 092-752-8267

司法書士・行政書士 小野絵里

司法書士 竹井研祐

司法書士 野見山香

司法書士 堀俊介

専門スタッフ：宮本崇史

専門スタッフ 小俣智重

東京オフィス TEL 03-6264-5556 FAX 03-6264-5589

司法書士 米田圭佑

# 企業法務サービスのご案内

Corporate Law Service

私たちは、明快 かつ 確かな 法律手続サービスを通じて、  
クライアントの発展に貢献し続けることを目指します。

## プラス事務所の強み

### ■ 豊富な実績と研鑽の蓄積に基づくクオリティ

プラス事務所は、平成5年（1993年）の創業以来、変化するクライアントのニーズに、期待を超えるサービスで応えるため、幅広い案件に積極的に取り組んでまいりました。取扱い実績の一例として、**中小企業～上場企業の組織再編、グループ法人の法務顧問・LPO（リーガルプロセスアウトソーシング）、シンジケートローン**などがあります。

### ■ 各分野の専門家による幅広いワンストップサービス

プラス事務所には、**会社法・各種登記**はもちろんのこと、**医療法務・ABL・担保スキーム**など、異なる分野に独自の強みをもった専門スタッフが多数在籍しております。ご相談内容に応じて、弁護士・税理士など当事務所が持つ士業ネットワークにより、幅広い法律手続きに対応いたします。

福岡オフィス TEL 092-406-2033 FAX 092-752-8267  
〒810-0001 福岡市中央区天神一丁目14番4号 天神平和ビル2F  
東京オフィス TEL 03-6264-5556 FAX 03-6264-5589  
〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目8番5号 陽栄銀座ビル6階  
佐世保オフィス TEL 0956-23-5400 FAX 0956-23-5440  
〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町4-18 アボード高砂3F  
熊本オフィス TEL 096-342-4301 FAX 096-342-4302  
〒860-0806 熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F

